⑵　重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	深夜割引、休日割引、一般国道409号及び468号（東京湾横断・木更津東金道路）における割引、首都圏中央連絡自動車道における割引、首都圏中央連絡自動車道連続利用割引
2	東京外環自動車道迂回利用割引、ＥＴＣ2.0割引
3	障害者割引、乗合型自動車（定期路線）割引
4	マイレージ割引、大口・多頻度割引

当該変更については、平成28年４月１日から適用する。

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第12号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」（以下「料金公告」という。）を平成28年４月１日から下記の通り変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成28年3月31日　　中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　宮池　克人

「料金公告」の変更

１．高速自動車国道中央自動車道富士吉田線外19路線に係る料金の額及び料金の徴収期間

⑵　料金の額

①　高速自動車国道（以下「高速国道」という。）の料金の額については以下のとおりとする。

イ　対距離制を適用する区間の料金の額及び適用方法

㈠　対距離制を適用する区間

対距離制を適用する区間（以下「対距離制区間」という。）は、高速国道のうち、ロの区間料金制を適用する区間（以下「区間料金制区間」という。）以外の区間とする。

㈡　料金の額

ｲ）利用距離に対して課する可変額部分

Ａ　利用距離に対して課する１キロメートル当たりの料金の額は、次表のとおりとする。

（単位：円）

車種＼区間	普通区間	大都市近郊区間	恵那山特別区間	飛騨特別区間
軽自動車等	19.68	23.616	31.488	31.488
普通車	24.6	29.52	39.36	39.36
中型車	29.52	35.424	47.232	47.232
大型車	40.59	48.708	64.944	64.944
特大車	67.65	81.18	108.24	108.24

ただし、ＥＴＣクレジットカード、ＥＴＣパーソナルカード又はＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「ＥＴＣ車」という。）については、平成26年４月１日から平成36年３月31日まで、上表の恵那山特別区間及び飛騨特別区間の料金の額を普通区間の料金の額と同額とする。

なお、上記にいう「ＥＴＣシステム」は有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年８月２日建設省令第38号。以下「省令」という。）第１条に規定する有料道路自動料金収受システムを、「ＥＴＣクレジットカード」は中日本高速道路株式会社との契約に基づきＥＴＣカード（省令第２条第２項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「６会社」という。）が公告したＥＴＣシステム利用規程（以下「利用規程」という。）第３条第１号に規定するＥＴＣカードをいう。以下同じ。）を発行する者から貸与を受けたＥＴＣカードを、「ＥＴＣパーソナルカード」は６会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するＥＴＣカードを、「ＥＴＣコーポレートカード」は東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「３会社」という。）が別に定める約款により⑶②に定める割引の適用に関する契約（以下「コーポレート契約」という。）を３会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて３会社のいずれかに届出がなされた利用規程第３条第１号に規定する車載器（以下「車載器」という。）を備え、かつ、当該車載器で利用するものとして３会社のいずれかから貸与されたＥＴＣカードをいう（以下同じ。）。

Ｂ　100キロメートルを超える区間の利用に対しては、100キロメートルを超え、200キロメートルまでの部分について25パーセント、200キロメートルを超える部分について30パーセントの割引を行う。

（注１）上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添１－１の自動車の車種区分をいう（別に定める場合を除き、以下同じ。）。

（注２）上表において「普通区間」とあるのは、㈠に掲げる料金の徴収区間のうち、「大都市近郊区間」、「恵那山特別区間」及び「飛騨特別区間」以外の区間をいう（以下同じ。）。

（注３）上表において「大都市近郊区間」とあるのは、別添２の区間をいう（以下同じ。）。

（注４）上表において「恵那山特別区間」とあるのは、中央自動車道西宮線の園原インターチェンジから中津川インターチェンジまでの区間を、「飛騨特別区間」とあるのは、東海北陸自動車道の飛騨清見インターチェンジから白川郷インターチェンジまでの区間をいう（以下同じ。）。

ﾛ）利用１回に対して課する固定額部分

利用１回に対して課する料金の額は、150円とする。

㈡　適用方法

ｲ）キロ程

Ａ　インターチェンジ相互間のキロ程は、別添３のとおりとする。ただし、供用されていない区間のキロ程については、当該区間に係る供用の日から適用する。

Ｂ　甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、一般国道302号（伊勢湾岸道路）（以下「伊勢湾岸道路」という。）、一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで（あきる野インターチェンジを含まない。））（以下「首都圏中央連絡自動車道」という。）又は一般国道475号（東海環状自動車道）（豊田市から四日市市まで）（以下「東海環状自動車道」という。）が介在し、これらの道路と高速国道とを連続して通行する場合の甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額の算定にあたって用いるキロ程は、甲インターチェンジと乙インターチェンジの間の高速国道のキロ程を通算したものとする。

Ｃ　周回走行が可能な区間（以下「ループ」という。）を周回した場合のキロ程は、当該ループ内の各インターチェンジ相互間のキロ程を合算したものとする。